

太田市地方就職学生支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏の大学等を卒業・終了した学生の本市への移住を伴う群馬県内への就職を支援するため、地方就職学生支援金を支給することにより、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(支給金額)

第3条 地方就職学生支援金の金額は、原則として交通費補助6,000円、移転費補助は実費（上限額66,000円）とする。

(1) 交通費補助

ア 定額支給 就職活動の実施場所が群馬県内の場合、一律6,000円を支給する。

イ 次に掲げる場合は定額支給によらず算出した額を支給する。

(ア) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合 自己負担額の2分の1以内（支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てた額とする。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てた額とする。）とし、6,000円を上限に支給する。

(イ) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 群馬県の旅費規程に基づく往復交通費（12,000円）から企業負担額を差し引いた額の2分の1以内（支給金額に、100円未満の端数が生じた場合は100円未満切り捨てた額とする。ただし、支給金額が100円未満である場合は、1円未満を切り捨てた額とする。）を支給する。

(2) 移転費補助

ア 移住にかかった費用について、実費（上限額66,000円）を支給する。ただし、就職先の企業から移転費用に対する補助が支給される場合には、原則として移転費補助の対象外とする。

イ 実費での支給金額のうち、1,000円未満の端数が生じた場合は1,000円未満切捨てとする。

ウ 移転費補助の対象は運送費用とする。運送費用とは、引っ越し業者が提供する運送業務に関連する費用又はそれに準じる費用とし、明細等で確認するものとする。

(交付回数)

第4条 交通費補助及び移転費補助の交付は、それぞれ1人1回を限度とする。

(支給要件)

第5条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内において、地方就職学生支援金を支給する。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項を全て満たすこと。

(ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る交通費については、在学中（卒業見込みのものに限る。以下同じ。）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して居住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本市に移住したこと。ただし、就職活動等に係る交通費については、次号アの要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 本市に、申請日から1年以上継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に次号の要件を満たす企業等に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が群馬県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費補助については対象とすることができる。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費補助を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 勤務地限定型社員（移住先地域を中心とした勤務を基本とする社員）としての採用であること。
- (ウ) 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。
- (エ) 在学中に交通費補助を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (ウ) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
- (エ) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
- (オ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
- (ク) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
- (ケ) 日本人又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (コ) その他群馬県及び本市が地方就職学生支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(申請)

第6条 地方就職学生支援金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を本市が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 身分証明書（本人の写真が貼付されたもの）の写し
- (2) 地方就職学生支援金支給申請書（様式1）
- (3) 預金通帳又はキャッシュカードの写しその他金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの
- (4) 内定（就業）先企業等による証明書（様式2又は様式3）
- (5) 勤務地限定型社員（移住先地域を中心とした勤務を基本とする社員）としての採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
- (6) 在学証明書（在学中の申請の場合）又は卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）
- (7) 交通費補助を申請する場合は、就職活動等にかかる経費（交通費）の領収書
- (8) 移転費補助を申請する場合は、移住に係る経費（移転費）の領収書及び明細が分かるもの
- (9) 移住元の住所を確認できる書類
- (10) その他支給要件に該当することを証する書類
（支給決定及び支給方法）

第7条 市長は、申請者が第5条の要件を満たしていると認めるときは、太田市地方就職学生支援金支給決定通知書（様式4）を交付し、速やかに、地方就職学生支援金の全額を一

括で支給するものとする。

- 2 審査の結果地方就職学生支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合、その旨を申請者に通知する。

(報告及び立入調査)

第8条 太田市は、太田市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者又は就職先の企業に対し太田市地方就職学生支援事業に関する報告を求め、及び申請者の自宅又は就職先の企業への立入調査を求めることができる。

(支援金の返還)

第9条 市長は、地方就職学生支援金の支給を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、地方就職学生支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、当該要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、市長が認めた場合には、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職学生支援金の申請をした日(以下「申請日」という。)から1年以内に第5条第2号アに掲げる要件を満たす内定先企業等への就業を行わなかった場合
- (3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。)
- (4) 第5条第2号に掲げる要件を満たす職に就職した日から1年以内に当該職を辞した場合(ただし、当該職を辞した日から3箇月以内に同号に掲げる要件を満たす群馬県内の別の企業に就職した場合を除く。)
- (5) 転入日から1年以内に本市から転出した場合(ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に、本市から転出した場合)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地方就職学生支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。